

浦臼町子育て支援乳幼児紙おむつ等購入費助成事業実施要綱

平成27年3月31日要綱第14号

改正

令和元年5月31日要綱第13号

浦臼町子育て支援乳幼児紙おむつ等購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦臼町乳幼児紙おむつ等引換券(以下「引換券」という。)の交付に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 引換券は、乳幼児を養育する保護者に対し、その乳幼児が必要とする紙おむつ等の購入費用を助成することにより、乳幼児期の子育てに係る経済的負担を軽減し、乳幼児の健やかな成長に寄与するとともに、子育て支援及び定住促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 本町の住民基本台帳(以下「住民基本台帳等」という。)に記載されている児童のうち満2歳6か月に満たない者をいう。
- (2) 保護者 住民基本台帳等に記載されている親権を行う者、未成年後見人又はその他の者で、乳幼児を現に監護するものをいう。
- (3) 紙おむつ等 乳幼児用の紙おむつ及び本町の指定ゴミ袋のうち燃やせるゴミ袋をいう。

(交付の対象者)

第4条 引換券の交付対象者は、乳幼児及び保護者が住民基本台帳等に登録されている者で、本町の町税等を滞納していない場合において、保護者に支給するものとする。

(助成の支給要件等)

第5条 引換券は、乳幼児が住民基本台帳等に登録された月分より交付し、当該乳幼児が満2歳6か月になる月分を含めて交付する。ただし、引換券の交付後に転出した場合は、当該引換券は失効する。

2 引換券1枚につき、それぞれ紙おむつ4袋、燃やせるゴミ袋(40l)1梱包と引換えられるものとする。ただし、引換券の交付枚数は、1か月につき1枚とする。

3 引換券の交付時期は、4月、10月、出生時及び転入時とする。

(交付の申請及び決定)

第6条 引換券の交付を申請しようとする者は、浦臼町乳幼児紙おむつ等購入費助成申請書(別記様式第1号)に、交付対象者及びその乳幼児の健康保険証または母子健康手帳の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、引換券を交付すべきものと認めるときは、速やかに決定内容を浦臼町乳幼児紙おむつ等購入費助成決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知する。

（引換券の交付等）

第7条 町長は、前条第2項の規定により交付の決定をしたときは、浦臼町乳幼児紙おむつ・ゴミ袋引換券（別記様式第3号）を申請者に交付する。

2 引換券は、再交付しない。

（引換券の有効期間）

第8条 引換券の使用は、引換券に記入した年月分とし、有効期限は当該月内とする。

（紙おむつとの引換え）

第9条 引換券による紙おむつ等との引換えは、町が指定する店舗（以下「指定店」という。）において、申請者が行うものとする。

（引換券の精算）

第10条 指定店は、毎月末日までに浦臼町乳幼児紙おむつ等総括請求書（別記様式第4号）に前条で引き換えた引換券を添えて、町長に請求するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月31日要綱第13号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別記

様式第 1 号（第 6 条第 1 項関係）

浦臼町乳幼児紙おむつ等購入費助成申請書

年 月 日

浦 臼 町 長 様

申請者

住 所 樺戸郡浦臼町

氏 名

乳幼児との続柄（ ）

電 話

浦臼町乳幼児紙おむつ等引換券の交付を受けたいので、浦臼町子育て支援乳幼児紙おむつ等購入費助成事業実施要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。
 なお、申請にあたり次の事項に同意します。

この申請の審査を目的として、申請者及び乳幼児の属する世帯について町が保有する住民基本台帳、町税納入状況及び使用料等の納入状況を確認すること。

対象乳幼児	ふりがな 氏 名				
	住 所	同上・(申請者と世帯が違う場合は記入)			
	生年月日	年 月 日生	性 別	男・女	
	おむつのサイズ ○をつけてください	テープ～新生児・S・M・L パンツ～S・M・L・ビッグ			

対象乳幼児	ふりがな 氏 名				
	住 所	同上・(申請者と世帯が違う場合は記入)			
	生年月日	年 月 日生	性 別	男・女	
	おむつのサイズ ○をつけてください	テープ～新生児・S・M・L パンツ～S・M・L・ビッグ			

対象乳幼児	ふりがな 氏 名				
	住 所	同上・(申請者と世帯が違う場合は記入)			
	生年月日	年 月 日生	性 別	男・女	
	おむつのサイズ ○をつけてください	テープ～新生児・S・M・L パンツ～S・M・L・ビッグ			

【町記入欄】

住民登録状況	登録 有・無	担当者	㊟
町税納入状況	滞納 有・無	担当者	㊟
使用料等納入状況	下水	滞納 有・無	担当者 ㊟
	住宅	滞納 有・無	担当者 ㊟

文 書 番 号
年 月 日

様

浦臼町長

浦臼町乳幼児紙おむつ等購入費助成決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浦臼町乳幼児紙おむつ等引換券の交付について、次のとおり決定したので、浦臼町子育て支援乳幼児紙おむつ等購入助成事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1. 交付申請者の氏名
2. 交付対象となる乳幼児の氏名
3. 交付番号
4. 交付対象月数 年 月分 ～ 年 月分
5. 注意事項
 - ・引換券を紛失しても再発行はできませんので、大切に保管してください。
 - ・交付対象月内に必ず引き換えてください。

浦臼町乳幼児紙おむつ・ゴミ袋引換券（年 月分）

交付番号

乳幼児紙おむつ(4袋)と紙おむつ廃棄用ゴミ袋(1袋)に引き換えます。

引換期限 年 月 日まで

交付年月日

年 月 日

浦臼町長

㊟

1. 町の指定する店舗で乳幼児紙おむつとゴミ袋に引き換えできます。
2. この引換券は再発行できませんので、き損及び紛失しないようにして下さい。
3. 引換期限を過ぎますと使用できませんのでご注意ください。

様式第4号(第10条関係)

浦臼町乳幼児紙おむつ等総括請求書

年 月 日

浦 臼 町 長 様

指定店

住 所 樺戸郡浦臼町字

名 称

代表者

印

電 話

浦臼町乳幼児紙おむつ等引換券の精算をしたいので、浦臼町子育て支援乳幼児紙おむつ等購入費助成事業実施要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 精算年月 年 月分

- 2 精算金額 円

- 3 添付書類 浦臼町乳幼児紙おむつ引換券(4個分) 枚
浦臼町紙おむつ廃棄用ゴミ袋引換券 枚